

第 2 条【紹介手数料】

- 1
- 甲は、乙の人材紹介によって紹介された求職者(以下「求職者」という)の採用を決定した場合、乙に対し直ちに採用決定ならびに採用条件を通知するとともに、乙から送付される必要書類に速やかに記入、提出することとする。
- 2
- 甲は求職者に書面を以て内定を出し、求職者が書面を以て内定を受諾し、入社した場合、以下に定める手数料表に基づき、乙に紹介手数料を支払うものとする。

◆手数料表

紹介手数料 (中途採用常勤での採用の場合)	紹介手数料 (新卒採用・週 24 時間未満の業務委託での採用の場合)	紹介手数料 (週 32 時間未満の非常勤での採用の場合)
想定年収の 40% (税別)	一律 980,000 円 (税別)	一律 480,000 円 (税別)

紹介手数料の算定に必要な「想定年収」の算出には、以下の定めに従うものとする。